

事務連絡
令和7年1月27日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

令和7年度における高点数を理由とする個別指導について

令和5年1月19日付け厚生労働省保険局医療課医療指導監査室事務連絡「令和5年度における指導監査等について」（別紙参照）の記の2（2）では、令和7年度に高点数を理由とする個別指導の実施に当たっては令和6年度の状況を見極めた上で判断することとしているところ、標記については、下記によることとしたので、ご留意いただくようお願いします。

記

個別指導について、指導大綱どおり実施する。

ただし、令和5年度に集団的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和6年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する場合は、令和7年度の個別指導の対象となるが、令和7年度においては、対象となる保険医療機関等の数の上位より概ね半数程度（最大で保険医療機関等数の4%程度）を選定の上、実施に当たっては、令和元年度の平均点数が上位から概ね8%の範囲に位置する保険医療機関等を実施対象とする。